

特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

医科点数表第2表第10部手術の通則5及び6に掲げる手術に基づく掲示事項です。

対象期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日

1. 区分1に分類される手術

●黄斑下手術等

黄斑下手術	6件
硝子体茎頭微鏡下離断術	587件
増殖性硝子体網膜症手術	34件
眼窩内腫瘍摘出術（表在性）	5件
眼筋移動術	0件

2. 区分2に分類される手術

●鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等

涙嚢鼻腔吻合術	3件
---------	----

●角膜移植術

	19件
--	-----

3. 区分3に分類される手術

●上顎骨形成術等

顔面神経麻痺形成手術	1件
------------	----

管理者 医療法人 明和会 宮田眼科病院
院長 宮田 和典